

2020年6月5日  
学生支援課

学生各位

### 新型コロナウイルスへの対応について

5月26日に東京都についても緊急事態宣言解除になりましたが、既にウェブサイトでお知らせしたとおり、本学では夏学期も全ての授業をオンラインで実施します。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学生の皆さんは引き続き以下のとおりご留意下さい。

1. 外務省「感染症危険情報」レベル2以上の地域を含む国への渡航について  
標記各国への不要不急の渡航については、自粛して下さい。
2. 外務省「感染症危険情報」レベル2以上の地域を含む国から帰国・入国する場合
  - 1) 標記各国において発熱や咳等の症状が確認できた場合、まず現地の指示に従って下さい。
  - 2) 日本帰国・入国時に上記の症状がある場合は、必ず空港等の検疫官に自己申告を行い、その指示を受けて下さい。
3. 外務省「感染症危険情報」レベル2以上の地域を含む国からの帰国・入国後
  - 1) 帰国・入国後は発熱や咳等の症状の有無に関わらず14日間の経過観察を行い、授業等の学校行事を含めた不要不急の外出は避けるようにして下さい。
  - 2) 経過観察中に発熱があり、咳やのどの痛み等の症状が出た場合、もしくは体調にそれらに準じた異変が少しでも見られた場合、管轄の保健所もしくは帰国者・接触者電話相談センターに連絡し、その指示を受けて下さい。
4. 外務省「感染症危険情報」レベル2以上の地域を含む国への渡航歴がない場合  
発熱があり、咳やのどの痛み等の症状が出た場合、もしくは体調にそれらに準じた異変が少しでも見られた場合、当該感染症であるか否かを問わず、授業等の学校行事を含めた不要不急の外出を避け、4日以上回復しない場合は、管轄の保健所等に連絡し、その指示を受けて下さい。

5. 大学構内（キャンパス外の本学各種施設を含む）への入構について
  - 1) 原則として、不要不急の入構はしないで下さい。
  - 2) ただし、教育研究、事務手続き等で真に必要な場合のみ、学生証を持参の上、入構して下さい。
  - 3) 2) の場合も構内での滞在は必要最小限の時間として下さい。
  
6. 課外活動等について
  - 1) 会食、宿泊等の濃厚接触を伴うイベント、活動等は中止もしくは延期をして下さい。
  - 2) その他、通常練習等の活動についても、感染を広げないよう自粛をして下さい。
  - 3) 当面の間、大学の施設を課外活動等で使用することは不許可とします。
  
7. 医療機関等での検査の結果、陽性もしくはその疑いありと診断された場合  
当該医療機関の指示に従うとともに、速やかに電話にて本学保健センターに報告し、登校や課外活動等を行わないで下さい。  
一橋大学保健センター（TEL：042-580-8172）  
<http://www.hit-u.ac.jp/hoken/index.html>

（関連ウェブサイト）

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

多摩立川保健所

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tthc/toiawase.html>

多摩小平保健所

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/tamakodaira/index.html>

帰国者・出国者電話相談センター

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/coronasodan.html>

以上